

埼玉県立大学入試委員会規程

平成22年4月1日

規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項のうち学部に関するものを審議する。

- 一 入試の計画及び実施に関する事項
- 二 合格者の判定に関する事項
- 三 学生募集に関する事項
- 四 入試問題の作成・管理に関する事項
- 五 入試実施の評価・改善に関する事項
- 六 専門部会に関する事項
- 七 その他入試に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 事務局長
- 三 学部長
- 四 各学科長が指名する教員 5名
- 五 共通教育科長が指名する教員 1名
- 六 その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第4号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、学部長がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第8条 委員会に別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び審議事項は同表に掲げるとおりとする。

- 2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。なお、試験問題作成部会については、非公開で行う。
- 4 部会における会議結果を委員会に報告するものとする。
- 5 試験問題作成部会の部会員の氏名は、非公表とする。

(関係職員の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局教務・入試担当が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

専門部会名	組織	任期	審議事項
入試実施部会	1 部会長 （入試委員のうちから委員長が指名） 2 副部会長 （部会員のうちから部会長が指名） 3 部会員 （各学科長及び共通教育科長が指名する教員9名。社会福祉子ども学科及び健康開発学科は専攻ごとに1名とする。）	2年。ただし、再任を妨げない。	1 学生募集に関する事項 （1）入学者選抜要項及び学生募集要項の作成に関すること （2）オープンキャンパスの開催に関すること （3）入試広報に関すること 2 入試の計画及び実施に関する事項 （1）入試実施要領に関すること （2）試験監督等役割分担に関すること （3）採点結果の集計確認に関すること （4）合格者の発表に関すること 3 その他入試の実施に関する事項
試験問題作成部会	1 部会長（学部長） 2 副部会長 （部会員のうちから部会長が指名） 3 部会員 （1）試験問題作成者として、学部の教員から学長が指名 （2）試験問題の確認者として、学部の教員から学長が指名	2年。ただし、再任を妨げない。	1 試験問題の作成、管理に関する事項 2 試験問題の確認に関する事項 3 試験問題の公表に関する事項 4 試験問題の採点に関する事項
入試評価分析部会	1 部会長 （入試委員のうちから委員長が指名） 2 副部会長 （部会員のうちから部会長が指名） 3 部会員 （学部の教員から2名を学長が指名）	2年。ただし、再任を妨げない。	1 試験問題の評価、分析、改善に関する事項 2 入試実施方法の評価、分析、改善に関する事項

備考 部会員が欠けた場合、補欠の部会員を学長は指名し、任期は前任者の残任期間とする。